

霧島市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

令和7年8月26日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市保健センターの設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第166号）の一部を次のように改正する。

別表霧島市国分保健センターの項を次のように改める。

霧島市総合保健センター	霧島市国分中央三丁目44番10号
-------------	------------------

別表霧島市すこやか保健センターの項を削る。

附 則

この条例は、令和8年2月24日から施行する。

（提案理由）

霧島市国分保健センター及び霧島市すこやか保健センターを廃止し、その機能を霧島市総合保健センターに統合することに伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。